

かへすくころぐるしくさふらふ。詮せんずるところ、そのところの縁えんぞつきさせたまひさ  
 くらん、念佛ねんぶつをさへらるなんど、まふさんことに、ともかくもなげき、おぼしめすべから  
 ずさふらふ。念佛ねんぶつとめんひとこそ、いかにもなりさふらはめ、まふしたまふひとは、な  
 にかくるしく候さうらふべき。餘よのひとびとを縁えんとして、念佛ねんぶつをひろめんと、はからひあはせた  
 まふこと、ゆめくあるべからずさふらふ。そのところに念佛ねんぶつの、ひろまりさふらはんこ  
 とも、佛天ぶつてんの御おんはからひにてさふらふべし。慈信坊じしんぼうがやうくに、まふしさふらふなるに  
 よりて、ひとくも、御おんころどものやうくに、ならせたまひさふらふよし、うけたま  
 はりさふらふ。かへすく不便ふびんのことにさふらふ。ともかくも佛天ぶつてんの御おんはからひに、まか  
 せまいらせたまふべし。そのところの縁えんぞつきて、おはしましさをふらはば、いづれのどこ  
 ろにても、うつらせたまひさふらふて、おはしますやうに、御おんはからひさふらふべし。慈

信坊しんぼうがまふしさふらふことを、たのみおぼしめして、これよりは、餘よの人ひとを強縁かうえんとして、  
 念佛ねんぶつひろめよとまふすこと、ゆめく、まふしたることさふらはず、きはまれる、ひがご  
 となてさふらふ。この世よのならひにて、念佛ねんぶつをさまたげんことは、かねて佛ぶつのときをかせ  
 たまひてさふらへば、おごろき、おぼしめすべからず。やうくに慈信坊じしんぼうがまふすこと  
 を、これよりまふしさふらふと、御おんころえさふらふ、ゆめくあるべからずさふらふ。  
 法門ほふもんのやうもあらぬさまに、まふしなしてさふらふなり。御耳おんみみにきいれらるべからずさ  
 くらふ。きはまれるひがごごもの、きこえさふらふ、あさましくさふらふ。入信坊にやしんぼうなん  
 ども、不便ふびんにおぼえさふらふ。鎌倉かまくらにながわしてさふらふらん、不便ふびんにさふらふ。當時たうじそ  
 れもわづらふべくてぞ、さてもさふらふらん、ちかちかをよばさふらふ。奥郡おくぐんのひとく  
 の、慈信坊じしんぼうにすかされて、信心しんたんみなうかれあふて、おはしましさをふらふなること、かへす



く、あはれに、かなしふおぼえさふらふ。これも、ひとくぐを、すかしまふしたるやうに、きこえさふらふこと、かへすく、あさましく、おぼえさふらふ。それも日ごろ、ひとくぐの信の、さだまらずさふらひけることの、あらはれてきこえさふらふ。かへすく、不便にさふらひけり。慈信坊がまふすことによりて、ひとくぐの日ごろの、信のたぢろぎあふて、おはしましさふらふも、詮ずるところは、ひとくぐの信心の、まことならぬこと。あらはれてさふらふ。よきことにてさふらふ。それを、ひとくぐは、これよりまふしたるやうに、おぼしめしあふてさふらふこそ、あさましくさふらへ。日ごろやうく、の御ふみごもを、かきもちて、おはしましあふてさふらふ、かひもなく、おぼえさふらふ。「唯信鈔」やうくの御文ごもは、いまは詮なくなりてさふらふと、おぼえさふらふ。よくく、かきもたせたまひてさふらふ法門は、みな詮なくなりてさふらふなり。慈信坊にみなした

がひて、めでたき御文ごもは、すてさせたまひあふてさふらふと、きこえさふらふこそ、詮なくあはれに、おぼえさふらへ。よくよく「唯信鈔」、「後世物語」なんごを、御覽あるべくさふらふ。年ごろ、信ありとおほせられあふて、さふらひけるひとくぐは、みなそらごごにて、さふらひけりときこえさふらふ。あさましくさふらふ、く。なにごごもなにごごも、またく、まふしさふらふべし。

正月九日

眞淨御坊

三 (御消息集第十一通)

親

鸞

一。諸佛稱名の願ごまふし、諸佛咨嗟の願ごまふしさふらふなるは、十方衆生をすしめんためときこへたり。また十方衆生の疑心をごごめんれうときこへてさふらふ。彌陀經の、



十方諸佛の證誠のやうにてきこえたり。詮ずるところは、方便の御誓願と信じまいらせ  
 さふらふ。念佛往生の願は、如來の往相廻向の、正業正因なりとみえてさふらふ。まこ  
 どの信心あるひとは、等正覺の彌勒とひとしければ、如來とひとしとも、諸佛のほめさせ  
 たまひたりとこそきこへてさふらへ。また彌陀の本願を信じさふらひぬるうへには、義な  
 きを義とすところ、大師聖人のおほせにてさふらへ。かやうに義のさふらふらんかぎりは、  
 他力にはあらず、自力なりときこへてさふらふ。また他力とまふすは、佛智不思議にてさ  
 ふらふなるときに、煩惱具足の凡夫の、無上覺のさとりを、えさふらふなることをば、佛  
 と佛のみ御はからひなり、さらに行者のはからひにあらずさふらふ。しかれば、義なきを  
 義とすときさふらふなり。義とまふすことは、自力のひとはからひをまふすなり。他力に  
 は、しかれば義なきを義とすときさふらふなり。このひとくくのおほせのやうは、これには、

つや／＼としらぬことにてさふらへば、とかくまふすべきにあらずさふらふ。また來の字  
 は、衆生利益のためには、きたるとまふす方便なり、さとりをひらきては、かへるとまふ  
 す。ときにしたがひて、きたるとも、かへるともまふすともみへてさふらふ。なにごとも  
 く／＼またく／＼まうすべくさふらふ。

二月九日

慶西御坊

御返事

親

鸞



## 歎異鈔

竊廻ニ愚案一。粗勘ニ古今一、歎異ニ先師口傳之眞信一思有ニ後學相續之疑惑一。幸不レ依ニ有縁知識一者、爭得レ入ニ易行一門一哉。全以ニ自見之覺悟一、莫レ亂ニ他力宗旨一。仍故親鸞聖人御物語之趣、所レ留ニ耳底、聊註レ之、偏爲ニ散ニ同心行者之不密一也、云云。

一。彌陀の誓願不思議にたすけられまいらせて往生をばどぐるなりと信じて念佛まうさんどかもひたつこゝろの知るときすなはち攝取不捨の利益にあづけしめたまふなり。彌陀の本願には、老少善惡のひとをえらばれず、たゞ信心を要とすとしるべし。そのゆへは、罪惡深重、煩惱熾盛の衆生をたすけんがための願にてまします。しかれば本願を信ぜんには他の善も要にあらず念佛にまさるべき善なきゆへに、惡をもかそるべからず、彌陀の本願をさまざまぐるほどの惡なきゆへにと。云云。(第一節)

一。おのおの十餘箇國のさかひをこえて身命をかへりみずしてたづねきたらしめたまふ御こころざし、ひとへに往生極樂のみちをとひきかんがためなり。しかるに念佛よりほかに往生のみちをも存知し、また法文等をもしりたるらんとこゝろにくゝおぼしめしおはしましてはんべらんは、おほきなるあやまりなり。もししからば、南都、北嶺にもゆゝしき學生だちおほく座せられてさふらふなれば、かのひとぐゝにもあひたてまつりて往生の要よくよきかるべきなり。親鸞にかきては、たゞ念佛して彌陀にたすけられまいらすべしとよきひとのおほせをかうふりて信ずるほかに別の子細なきなり。念佛はまことに淨土にむまるゝたねにてやはんべらん、また地獄にかつべき業にてやはんべらん、總じてもて存知せざるなり。たどひ法然上人にすかさされまいらせて念佛して地獄にかちたりとも、さ



らに後悔すべからずさふらう。そのゆへは自餘の行をはげみても佛になるべかりける身が、念佛をまふして地獄にもおちてさふらはばこそすかさされたてまつりてといふ後悔もさふらはめ、いづれの行もおよびがたき身なれば、とても地獄は一定すみかぞかし、彌陀の本願まことにおはしまさば釋尊の説教虚言なるべからず、佛説まことにおはしまさば善導の御釋虚言したまふべからず。善導の御釋まことならば法然のおほせそらごとならんや。法然のおほせまことならば親鸞がまふすむねまたもてむなしかるべからずさふらふ歟。詮ずるところ、愚身が信心にかきてはかくのごとし。このうへは、念佛をとりて信じたてまつらんとも、またすてんども面々の御はからひなりと。云云。(第二節)

一。善人なをもて往生をどぐ、いはんや悪人をや。しかるを世のひとつねにいはいく悪人なを往生す、いかにいはんや善人をやと。この條一旦そのいはれあるににたれども本願他力を

の意趣にそむけり。そのゆへは自力作善のひとはひとへに他力をたのむころかけたるあひだ彌陀の本願にあらず。しかれども自力のころをひるがへして他力をたのみたてまつれば眞實報土の往生をどぐるなり。煩惱具足のわれらはいづれの行にても生死をはなる、ことあるべからざるをあはれみたまひて願をおこしたまふ本意、悪人成佛のためなれば他力をたのみたてまつる悪人もとも往生の正因なり。よて善人だに往生す、まして悪人はどかほせさふらひき。(第三節)

一。慈悲に聖道淨土のかはりめあり。聖道の慈悲といふはものをあはれみ、かなしみ、はぐくむなり、しかれどもおもふがごとくたすけどぐることきはめてありがたし。また淨土の慈悲といふは念佛して、いそぎ佛になりて大慈大悲心をもておもふがごとく衆生を利益するをいふべきなり。今生にいかにいとをし不便どもおもふとも存知のごとくたすけがたけ



ればこの慈悲始終なし。しかれば念佛まうすのみぞするどほりたる大慈悲心にてさふらふべきと。云云。(第四節)

一。親鸞は父母孝養のためにとて一遍にても念佛まうしたることいまださふらはず。そのゆへは、一切の有情はみなもて世々生々の父母、兄弟なり。いづれもくこの順次生に佛になりてたすけさふらふべきなり。わがちからにてはげむ善にてもさふらはばこそ念佛を廻向して父母をもたすけさふらはめ。たゞ自力をすていそぎ浄土のさとりをひらきなば、六道、四生のあひだいづれの業苦にしづめりとも、神通方便をもてまづ有縁を度すべきなりと。云云。(第五節)

一。専修念佛のともがらのわが弟子、ひとの弟子といふ諍論のさふらふらんこと、もてのほかの子細なり。親鸞は弟子一人ももたずさふらふ。そのゆへは、わがはからひにて、ひ

どに念佛をまふさせさふらはゞこそ弟子にてもさふらはめ。ひとへに彌陀の御もよほしにあづかりて念佛まふしさふらふひとをわが弟子とまうすときはめたる荒涼のことなり。つくべき縁あればともなひ、はなるべき縁あればはなるゝことのあるをも師をそむきてひどにつれて念佛すれば往生すべからざるものなりなんごいふこと不可説なり。如來よりたまはりたる信心をわがものがほにとりかへさんどまふすにや、かへすゝもあるべからざることなり、自然のことはりにあひかなはゞ、佛恩をもしり、また師の恩をもしるべきなりと。云云。(第六節)

一。念佛者は無碍の一道なり、そのいはれいかんとなれば、信心の行者には天神地祇も敬伏し、魔界外道も障碍することなし。罪惡も業報を感ずることあたはず、諸善もおよぶことなきゆへなりと。云云。(第七節)



一。念佛は行者のために非行、非善なり。わがはからひにて行ずるにあらざれば非行といふ。わがはからひにてつくる善にあらざれば非善といふ。ひとへに他力にして、自力をばなれたるゆへに、行者のためには非行、非善なりと。云云。(第八節)

一。念佛まうしさふらへども踊躍歡喜のこゝろおろそかにさふらふことまたいそぎ淨土へまいりたきこゝろのさふらはぬはいかにとさふらふべきことにてさふらふやらんとまうしいれてさふらひしかば、親鸞もこの不審ありつるに唯圓房おなじこゝろにてありけり。よく／＼案じみれば天におどり地におどるほどによるこぶべきことをよろこばぬにていよいよ往生は一定とかもひたまふべきなり。よろこぶべきこゝろをかさへてよろこばせざるは煩惱の所爲なり。しかるに佛かねてしろしめして煩惱具足の凡夫とおほせられたることなれば他力の悲願はかくのごときのわれらがためなりけりとしられていよいよたのもしくお

ぼゆるなり。また淨土へいそぎまいりたきこゝろのなくて、いさゝか所勞のこともあれば死なんずるやらんとこゝろぼそくおぼゆることも煩惱の所爲なり。久遠劫よりいままで流轉せる苦惱の舊里はすてがたく未だうまれざる安養の淨土はこひしからずさふらふこと、まことによく／＼煩惱の興盛にさふらふにこそ、なごりおしくおもへども娑婆の縁つきてちからなくしてをはるときにかの土へはまいるべきなり。いそぎまいりたきこゝろのなきものをこどにあはれみたまふなり。これにつけてこそいよく大悲大願はたのもしく往生は決定と存じさふらへ、踊躍歡喜のこゝろもあり、いそぎ淨土へまいりたくさふらはんには煩惱のなきやらんとおやしうさふらひなましと。云云。(第九節)

一。念佛には無義をもて義とす、不可稱、不可說、不可思議のゆへにごおほせさふらひき。そも／＼かの御在生のむかし、おなじこゝろさしをしてあゆみを遼遠の洛陽にはげまし、



信をひとつにして心を當來の報土にかけしどもがらは、同時に御意趣をうけたまはりしかども、そのひとくにもなひて念佛まふさるゝ老若そのかずをしらずおはしますなかに、聖人のおほせにあらざる異義どもを近來はおほくおほせられあうてさふらふよし、つたへうけたまはるいはれなき條々の仔細のここと。(第十節)

一。一文不通のどもがらの念佛まふすにあふてなんぢは誓願不思議を信じて念佛まふすか、また名號不思議を信ずるかど、いひおごろかしてふたつの不思議の仔細をも分明にいひひらかずしてひとのこゝろをまごはすこと、この條かへすくもこゝろをまごめておもひわくべきことなり。誓願の不思議によりてやすくたもち、となへやすき名號を案じいだしたまひてこの名字をとなへんものをむかへとらんと御約束あることなれば、まづ彌陀の大悲大願の不思議にたすけられまいらせて生死をいづべしと信じて、念佛まうさるゝも如

來の御はからひなりとおもへば、すこしもみづからのほからひまじはらざるがゆへに、本願に相應して眞實報土に往生するなり。これは誓願の不思議をむねと信じたてまつれば名號の不思議も具足して誓願名號の不思議ひとつにしてさらにことなることなきなり。つぎにみづからのほからひをさしはさみて善惡ふたつにつきて往生のたすけさはり二様にかもふは誓願の不思議をばたのまずしてわがこゝろに往生の業をばげみてまうすところの念佛をも自行になすなり。このひとは名號の不思議をもまた信ぜざるなり。信ぜざれども邊地、懈慢、疑城、胎宮にも往生して果遂の願のゆへにつゐに報土に生ずるは名號不思議のちからなり。これすなはち誓願不思議のゆへなればたゞひとつなるべし。(第十一節)

一。經釋をよみ學せざるどもがら往生不定のよしのここと、この條すこぶる不足言の義といひつべし。他力眞實のむねをあかせるもろくの正教は本願を信じ念佛をまうさば佛にな



る、そのほかなにの學問がくもんかは往生わうじやうの要えうなるべきや。まことにこのことはりにまよひはんべらんひとはいかにも學問がくもんして本願ほんぐわんのむねをしるべきなり。經釋きやうしやくをよみ學がくすといへども聖教しやうけうの本意ほんいをこゝろえざる條てうもども不便ふびんのことなり。一文不通いちもんよつうにして經釋きやうしやくのゆくちもしらざらんひとのとなへやすからんための名號みやうがうにておはしますゆへに易行いぎやうといふ。學問がくもんをむねとするは聖道門しやうだうもんなり、難行なんぎやうとなづく。あやまて學問がくもんして名聞利養みやうもんりやうのおもひに住ちゆうするひと、順次じゆんじの往生わうじやういかゞあらんずらんといふ證文しやうもんもさふらふぞかし。當時たうじ、專修念佛せんじゆねんぶつのひとと聖道門しやうだうもんのひとと諍論じやうろんをくはだてゝわが宗しゆこそすぐれたれ、ひとの宗しゆはかとりたりといふほどに、法敵ほふてきもいできたり謗法ぼうぽうもおこるなり。これしかしながらみづからわが法ほふを破謗はぼうするにあらずや。たとひ諸門しよもんこぞりて念佛ねんぶつはかひなき人のためなり、その宗しゆあさし、いやしといふとも、さらにあらそはずして、われらがごとく下根げこんの凡夫ぼんぶ、一文不通いちもんよつうのものゝ信しんずればたす

かるよしうけたまはりて信しんじさふらへば、さらに上根じやうこんのひとのためにはいやしくともわれらがためには最上さいじやうの法ほふにてまします、たとひ自餘じよの教法けうほふはすぐれたりともみづからがためには器量きりやうおよばさればつとめがたし、われもひども生死しやうじをはなれんことこそ諸佛しよぶつの御本意ごほんいにておはしませば、御おんさまたげあるべからずとて、にくひ氣けもせずは、たれのひとかありてあだをすべきや。かつは諍論じやうろんのどころにはもろくの煩惱ぼんなんおこる、智者遠離ちしやをんりすべきよしの證文しやうもんさふらふにこそ。故聖人こしやうにんのおほせにはこの法ほふをば信しんずる衆生しゆじやうもあり、そしる衆生しゆじやうもあるべしと佛ぶつときをかせたまひたることなれば、われはすでに信しんじたてまつる、またひとありてそしるにて佛說ぶつせつまことなりけりとしられさふらふ、しかれば往生わうじやうはいよく一定いちぢやうともひたまふべきなり、あやまてそしるひとのさふらはざらんこそいかに信しんずるひとはあれどもそしるひとのなきやらんともおぼえさふらひぬべけれ、かくまうせばとてかなら



ずひとにそしられんとはあらず、佛のかねて信謗どもにあるべきむねをしらしめしてひとのうたがひをあらせじとときをかせたまふことをまうすなりとこそさふらひしか。いまの世には學問してひとのそしりをやめん、ひとへに論議問答をむねとせんとかまへられさふらふにや。學問せばいよいよ如來の御本意をしり悲願の廣大のむねをも存知して、いやしからん身にて往生はいかゞなんごとおやぶまんひとにも、本願には善惡、淨穢なきおもひきをとききかせられさふらはじこそ學生の甲斐にてもさふらはめ。たましくなにごころもなく本願に相應して念佛するひとをも學問してこそなんごといひおごさるゝこと、法の廢障なり佛の怨敵なり。みづから他力の信心かくるのみならず、あやまた他をまよはさんどす。つゝしんでおそるべし。先師の御こゝろにそむくことを、かねてあはれむべし、彌陀の本願にあらざることを。(第十二節)

一。彌陀の本願不思議にかはしませばとて惡をおそれざるはまた本願ほこりとて往生かなふべからずといふこと、この條本願をうたがふ、善惡の宿業をこゝろえざるなり。よきこゝろのかゝるも善業のもよほすゆへなり。惡事のおもはれせらるゝも惡業のはからふゆへなり。故聖人のおほせには兔毛、羊毛のさきにゐるちりばかりもつくるつみの宿業にあらずといふことなしとしるべしとさふらひき。またあるとき唯圓房はわがいふことをば信ずるかとおほせさふらひしあひだ、さんさふらふとまうされさふらひしかば、さらばわがいはんことだがふまじきかとかさねておほせのさふらひしあひだ、つゝしんで領狀まうされてさふらひしかば、たとへばひとを千人ころしてんや、しからは往生は一定すべしとおほせさふらひしとき、おほせにはさふらへごも一人もこの身の器量にてはころしつべしとおほへずさふらふとまうされてさふらひしかば、さてはいかに親鸞がいふことをたがふま



じきどはいふぞ、これにてしるべし。なにごともこゝろにまかせたることならば、往生の  
 ために千人ころせといはんにはちころすべし。しかれども一人にてもころすべき業縁  
 なきによりて害せざるなり。わがこゝろのよくてころさぬにはあらず。また害せじとかも  
 ふども百人千人をころすこともあるべしとかほせのさふらひしは、われらがこゝろのよき  
 をばよしとかもひ、あしきことをばあしとかもひて本願の不思議にてたすけたまふといふ  
 ことをしらざることをかほせのさふらひしなり。そのかみ邪見にかちたるひとあて、悪を  
 つくりたるものをたすけんといふ願にてましませばとてわざとこのみて悪をつくりて往生  
 の業とすべきよしをいひて、やうくにあしざまなることなきこえさうらひしとき、御消  
 息にくすりあればとて毒をこのむべからずとこそあそばされてさふらふは、かの邪執をや  
 めんがためなり。またく悪は往生のさはりたるべしとにはあらず。持戒持律にてのみ本願

を信ずべくばわれらいかでか生死をはなるべきや。かゝるあさましき身も本願にあひたて  
 まつりてこそげにほこられさふらへ。さればとて身にそなへざらん悪業はよもつくりされさ  
 ふらはじめものを。またうみかにはあみをひき、つりをして世をわたるものも野やまにし、  
 をかり鳥をとりて、いのちをつぐともがらもあきなひをもし田畠をつくりてすぐるひども  
 たゞおなじことなり、さるべき業縁のもよほせばいかなるふるまひもすべしとこそ聖人は  
 かほせさふらひしに、當時は後世者ぶりしてよからんものばかり念佛まふすべきやうにか  
 もひあるひは道場に貼文をして、なんなんのこしたらんものをば道場へいるべからずな  
 んごいふこと、ひとへに賢善精進の相をほかにしめしてうちには虚假をいただけるものか。  
 願にほこりてつくらんつみも宿業のもよほすゆへなり。さればよきこともあしきことも業  
 報にさしまかせてひとへに本願をたのみまいらすればこそ他力にてはさふらへ。唯信鈔に



も彌陀いばかりのちからましますとしりてか罪業の身なれば、すくはれがたしとかもふべきとさふらふぞかし。本願にほこるこゝろのあらんにつけてこそ他力をたのみ信心も決定しぬべきことにてさふらへ。おほよそ悪業煩惱を断じつくしてのち本願を信ぜんのみぞ願にほこるかもひもなくてよかるべきに、煩惱を断じなばすなはち佛なり、佛のためには五劫思惟の願その詮なくやましますさん。本願ほこりといましましめらるゝひとくも煩惱不淨具足せられてこそさふらふげなれば、それは願にほこらるゝにあらずや。いかなる悪を本願ほこりといふ、いかなる悪がほこらぬにてさふらふべきをや。かへりてこゝろをさなきことか。(第十三節)

一。一念に八十億劫の重罪を滅すと信ずべしといふこと、この條は十惡五逆の罪人、日ごろ念佛をまうさずして、命終のときはじめて善知識のおしへにて一念まうせば八十億劫の

罪を滅し、十念まうせば八十億劫の重罪を滅して往生すといへり。これは十惡五逆の輕重をしらせんがために、一念十念といへるが滅罪の利益なり。いまだわれらが信ずるところにおよばず。そのゆへは彌陀の光明にてらされまいらするゆへに一念發起する時金剛の信心をたまはりぬればすでに定聚のくらひにおさめしめたまひて命終すればもろくの煩惱惡障を轉じて無生忍をさとらせたまふなり。この悲願ましますばかゝるあさましき罪人いかでか生死を解脱すべきとおもひて一生のあひだまうすところの念佛はみなことごとく如來大悲の恩を報じ徳を謝すとかもふべきなり。念佛まうさんごにつみをほろぼさんと信ぜんはずでにわれとつみをけして往生せんとはげむにてこそさふらふなれ。もししからば、一生のあひだかもひとかもふことみな生死のきづなにあらざることなければ、いのちつきんまで念佛退轉せずして往生すべし。たゞし業報かぎりあることなれば、いかなる



不思議のことにあひ、また病惱苦痛をせしめて正念に住せずしてをはらんに念佛まうすことかたし。そのあひだそのつみをばいかゞして滅すべきや。つみさえされば、往生はかなふべからざるか。攝取不捨の願をたのみたてまつらばいかなる不思議ありて罪業をかかし念佛まうさずしてをはる共、すみやかに往生をどぐべし。また念佛のまうされんもたゞいまさとりをひらかんずる期のちかづくにしたがひて、いよく彌陀をたのみ御恩を報じたてまつるにてこそさふらはめ。つみを滅せんとかもはんは自力のこゝろにして臨終正念をいのるほどの本意なれば、他力の信心なきにてさふらふなり。(第十四節)

一。煩惱具足の身を以てすでにさとりをひらくといふこと、この條以てのほかのことにさふらふ。即身成佛は眞言秘教の本意、三密行業の證果なり。六根清淨はまた法華一乘の所説、四安樂行の威徳なり。これみな難行上根のつとめ、觀念成就のさとりなり。來

生の開覺は他力淨土の宗旨、信心決定の道なるがゆへなり。これまた易行下根のつとめ、不簡善惡の法なり。おほよそ今生に於いては煩惱惡障を斷ぜんことはきはめてありがたきあひだ、眞言、法華を行ずる淨侶なをもて順次生のさとりをいのる。いかにいはんや、戒行、慧解ともになしといへども、彌陀の願船に乗じて生死の苦海をわたり、報土のきしにつきぬるものならば煩惱の黒雲はやくはれ法性の覺月すみやかにあらはれて盡十方の無碍の光明に一味にして一切の生を利益せんときこそさとりにてはさふらへ。この身をもてさとりをひらくとさふらふなるひとは、釋尊のごとく種々の應化の身をも現じ、三十二相、八十隨形好をも具足して説法利益さふらふにや。これをこそ今生にさとりをひらく本とはまうしさふらへ。和讃に金剛堅固の信心の、さだまるときをまちえてぞ、彌陀の心光攝護して、ながく生死をへだてけるとさふらふは、信心のさだまる時にひとたび攝取してすて



たまはざれば六道に輪廻すべからず。しかればながく生死をばへだてさふらふぞかし。か  
くのごとくしるを、さどるとはいひまぎらかすべきや。あはれにさふらふをや。淨土眞宗  
には今生に本願を信じてかの土にしてさどりをばひらくとならひさふらふぞこそ故聖人  
のおほせにはさふらひしか。(第十五節)

一。信心の行者自然にはらをもたてあしざまなることをもかかし同朋同侶にもあひて口論  
をもしてはかならず廻心すべしといふこと、この條、斷惡修善のこゝちか。一向專修のひ  
どにおいて廻心といふことたゞひとたびあるべし。その廻心とは日ごろ本願他力眞宗をし  
らざるひと彌陀の智慧をたまはりて日ごろのこゝろにては往生かなふべからずとおもひて  
もこのこゝろをひきかへて本願をたのみまいらすをこそ廻心とはまうしさふらへ。一切  
のことに、あしたゆうべに廻心して往生をとげさふらふべくば、ひとのいのちはいづるい

き、いるほごをまたずしてをはることなれば、廻心もせず柔和忍辱のおもひにも住せざら  
んさきに命つきなば攝取不捨の誓願はむなしくならせおはしますべきにや。くちには願  
力をたのみたてまつるといひて、こゝろにはさこそ惡人をたすけんといふ願不思議にまし  
ますといふども、さすがよからんものをこそたすけたまはんずれとおもふほどに願力をう  
たがひ他力をたのみまいらすこゝろかけて、邊地の生をうけんこと、もどもなげきかも  
ひたまふべきことなり。信心さだまりなば往生は彌陀にはからはれまいらせてすることな  
ればわがはからひなるべからず、わろからんにつけてもいよいよ願力をあふぎまひらせば  
自然のことはりにて柔和忍辱のこゝろもいでくべし。すべてよろづのことにつけて往生に  
は賢こきかもひを具せずして、たゞほれくゞと彌陀の御恩の深重なることつねにかもひい  
だしまいらすべし。しかれば念佛もまふされさふらふ。これ自然なり。わがはからはざる



を自然ごまうすなり。これすなはち他力にてまします。しかるを自然といふことの別にあ  
るやうに、われものしりがほにいふほどのさふらふよしうけたまはる、あさましくさふら  
ふ。(第十六節)

一。邊地の往生をどぐるひとつゝには地獄におつべしといふこと、この條なにの證文にみ  
えさふらふぞや。學生たるひとのなかにいひいださるゝことにてさふらふなるこそあさま  
しくさふらへ。經論正教をばいかやうにみなされてさふらふらん、信心かけたる行者は  
本願をうたがふによりて邊地に生じてうたがひのつみをつぐのひてのち報土のさとりをひ  
らくそこそうけたまはりさふらへ。信心の行者すくなきゆへに化土におほくすゝめいれら  
れさふらふをつゝにむなしくなるべしとさふらふなるこそ如來に虚妄をまうしつけまいら  
せられさふらふなれ。(第十七節)

一。佛法の方に施入物の多少にしたがひて大小佛になるべしといふこと、この條不可説な  
り不可説なり、比興のことなり、まづ佛に大小の分量をさだめんことあるべからずさふら  
ふ。かの安養淨土の教主の御身量をとかれてさふらふもそれは方便法身のかたちなり。法  
性のさとりをひらいて長短、方圓のかたちにもあらず、青、黄、赤、白、黒のいろをもは  
なれなば、なにをもてか大小をさだむべきや。念佛まふすに化佛をみたてまつるといふこ  
とのさふらうなるこそ、大念には大佛をみ、小念には小佛をみるといへるか。もしこのこ  
どはりなんごにはしひきかけられさふらふやらん。かつはまた檀波羅密の行ともいひつべ  
し。いかにたからものを佛前にもなげ師匠にもほごこすとも信心かけなばその詮なし。一  
紙半錢も佛法のかたにいれずとも他力にこゝろをかけて信心ふかくばそれこそ願の本意に  
てさふらはめ。すべて佛法にことをよせて世間の慾心もあるゆへに同朋をいひおどさるる



にや。(第十八節)

一。右條々はみなもて信心のことなるよりことおこりさふらふか。故聖人の御ものがたり  
 に法然聖人の御とき御弟子のかずおはしけるなかにかなじ御信心のひども、すくなくお  
 はしけるにこそ、親鸞御同朋の御なかにして御相論のこさふらひけり。そのゆへは善信  
 が信心も聖人の御信心もひとつなりとおほせのさふらひければ、勢觀房、念佛房などま  
 ふす御同朋達もてのほかにあらずひたまひていかでか聖人の御信心に善信房の信心ひとつ  
 にはあるべきぞとさふらひければ、聖人の御智慧才覺ひろくおはしますにひとつならんと  
 まうさばこそひがごとならめ、往生の信心においては全くことなることなし、たゞひと  
 つなりと御返答ありけれども、なをいかでかその義あらんといふ疑難ありければ、詮ずる  
 どころ聖人の御まへにて自他の是非をさだむべきにて、この子細をまふしあげければ、法

然聖人のおほせには源空が信心も如來よりたまはりたる信心なり。善信房の信心も如來よ  
 りたまはらせたまひたる信心なり、さればたゞひとつなり。別の信心にておはしまさんひ  
 とは源空がまいらんずる浄土へはよもまいらせたまひさふらはじとおほせさふらひしか  
 ば、當時の一向專修のひとびとのなかにも親鸞の御信心にひとつならぬ御こどもさふらふ  
 らんとおぼえさふらふ。いづれもくくりごとにてさふらへごもかきつけさふらふなり。  
 露命わづかに枯草の身にかゝりてさふらふほごにこそ、あひともなはしめたまふひとびと  
 御不審をもうけたまはり聖人のおほせのさふらひしかもむきをもまうしきかせまひらせさ  
 ふらへごも、閉眠のちはさこそしごけなきことごもにてさふらはんずらめとなげき存じ  
 さふらひて、かくのごとくの義もおほせられあひさふらふ、人々にもいひまよはされ  
 なんぞせらるることのさふらはんときは、故聖人の御こゝろにあひかなひて御もちゐさか



らふ御聖教おんしやうけうごもをよく御覽ごらんさふらふべし。かほよそ聖教しやうけうには眞實權假しんじつごんけごもにあひまじはりさふらふなり。權ごんをすてて實じつをどり、假けをさしかきて眞しんをもちゐるこそ聖人しやうにんの御本意ごほんいにてはさふらへ、かまへて御聖教しやうけうをみ、みたらせ給たまふまじくさふらふ。大切たいせちの證文しやうもんごも小々ぬきいでまいらせさふらうて目めやすにしてこの書しよにそへまいらせてさふらふなり。聖人しやうにんのつねのおほせには彌陀みだの五劫思惟ごこしゆいの願ねんをよくよく案あんずればひとへに親鸞しんらん一人いちにんがためなりけり。さればそくばくの業ごふをもちける身みにてありけるをたすけんとかほしめしたちける本願ほんねんのかたじけなさよと御述懐ごじゆつくわいさふらひしことを、いままた案あんぜるに善導ぜんだうの自身じしんはこれ現げんに罪惡生死ざいあくしやうじの凡夫はんぶ、曠劫くわうこくよりこのかたつねにしづみつねに流轉るてんして出離しゆつりの縁えんあることなき身みとしれといふ金言きんげんにすこしもたがはせおはしませず。さればかたじけなくわが御身おんみにひきかけて、われらが身みの罪惡ざいあくのふかきほごをもしらず如來にょらいの御恩ごおんの、たかきことをもし

らずして、まよへるをかもひしらせんがためにてさふらひけり。まことに如來にょらいの御恩ごおんといふことをばさたなくして、われもひともしあしといふことをのみ申しあへり。聖人しやうにんのおほせには善惡ぜんあくのふたつ、總そうじて以て存知ぞんちせざるなり。そのゆへは、如來にょらいの御おんこゝろによしとかほしめすほごにしりとほしたらばこそあしさをしりたるにてもあらめ、如來にょらいのあしとかほしめすほごにしりとほしたらばこそあしさをしりたるにてもあらめ、煩惱具足ぼんなんぐそくの凡夫はんぶ、火宅無常くわたくむじやうの世界せかいはよろづのことみな以てそらごと、たはごと、まことあることなきに、たゞ念佛ねんぶつのみぞまことにておはしますところかほせはさふらひしか。まことにわれもひともそらごとのみまうしあひさふらふなかにひとつのいたましきことさふらふなり。そのゆへは念佛ねんぶつまふすについて、信心しんじやうのおもむきをもたがひに問答もんたうしひとにもいひきかするとき、ひとのくちをふさぎ相論さうろんをたゝんために、全くかほせにてなきことをも、かほせとの



みまふすことあさましくなげき存じさふらふなり。このむねをよくくかもひときこくろえらるべきことにさふらふ。これさらにわたくしのことばにあらざといへども經釋のゆくちをもしらず法文の淺深をこゝろえわけたることさふらふねば、さだめておかしきことにてこそさふらはめども、故親鸞聖人のおほせごとさふらひしおもむきを百分が一、かたはしばかりをもかもひいでまいらせてかきつけさふらふなり。かなしきかなや、さいはひに念佛しながら直に報土にむまれずして邊地にやごをとらんこと、一室の行者のなかに信心ことなることなからんためになくく筆をそめて、これをしるす。なづけて、歎異鈔といふべし。外見あるべからず。

右斯聖教者爲ニ當流大事聖教一也。於ニ無宿善機ニ無ニ左右ニ不可許レ之者也。

釋 蓮 如 御判

口 傳 鈔 (略抄)

□ (第三章)

一。無碍の光曜によりて無明の闇夜はるゝ事。

本願寺の上人鸞あるとき門弟に示してのたまはく。つねにひとのしるどころ、夜あけて日輪はいづや、日輪いでゝ夜あくや、兩篇なんだちいかんがしると云々。うちまかせてひとみなおもへらく、夜あけてのち日いづとこたへまふす。上人のたまはく。しからざるなりと。日いでてまさに夜あくるものなり。そのゆへは日輪まさに、須彌の半腹を行度するとき、他州のひかり、ちかづくについて、この南州あきらかなれば、日いでゝ夜はあくといふなり。これは、たとへなり。無碍光の日輪照觸せざるときは、永々昏闇の無明の夜



あけず。しかるにいま宿善しゆくぜんときいたりて、不斷難思ふだんなんしの日輪にちりん、貪瞋どんじんの半腹はんぶくに行度ぎやうどするごき、無明むみやうやうやくやみはれて、信心しんじんたちまちに、あきらかなり。しかりといへども、貪瞋どんじんの雲うん霧きりかりにおほふによりて、炎王清淨等えんわうしやうじやうどうの日光にちくわうあらはれず。これによりて煩惱障眼雖不能ぼんごうしやうげんすいふのう見けんども釋しやくし、已能雖破無明闇いのうするはむみやうあんどものたまへり。日輪にちりんの他力たうりきいたらざるほどは、われと無明むみやうを破はすといふことあるべからず。無明むみやうを破はせずば、また出離しゆつりその期ごあるべからず。他力たうりきをもて無明むみやうを破はするがゆへに、日ひいでゝのち夜よあくといふなり。これさきの光明くわうみやう名號なごうの義ぎに、こゝろかなじといへども、自力じりき他力たうりきを分別ぶんべつせられんために、法譬ほふひを合がして、おほせごどありきと云々。

□ (第十四章)

一。體失不體失の往生の事。

聖人親鸞しやうにんしんらんのたまはく、先師聖人空せんししやうにんくうの御おんとき、はかりなき法門淨論ほふもんじやうろんのことありき。善信ぜんしんは念佛往生ねんぶつわうじやうの機きは、體失たいしつせずして往生わうじやうをどぐといふ。小坂こさかの善信房ぜんしんぼう空くうは體失たいしつしてこそ往生わうじやうはどぐれと云々。この相論さうろんなり。こゝに同朋どうぼんのなかに勝劣しょうれつを分別ぶんべつせんがために、あまた大師だいし聖人空しやうにんくうの御前おんまへに參さんじてまふされていわく、善信ぜんしんの御房おんぼうと、善惠ぜんゑの御房おんぼうと法門淨論ほふもんじやうろんのことはんべりとして、かみくだんのおもむきを一一いちいちのべまふさるゝところに大師聖人空だいししやうにんくうのおほせにのたまはく、善信房ぜんしんぼうの體失たいしつせずして往生わうじやうすとたてらるゝ條じょうは、やがてさぞと御證判ごしやうはんあり。善惠房ぜんゑぼうの體失たいしつしてこそ往生わうじやうすれとたてらるゝも、またやがてさぞとおほせあり。これによりて兩方りやうほうの是非ぜいひわかさまへがたきあひだ、そのむねを衆中しゆちゆうよりかさねて、たづねまふすところところに、おほせにのたまはく、善惠房ぜんゑぼうの體失たいしつして往生わうじやうするよしのふるは、諸行往生しよぎやうわうじやうの機きなればなり。善信房ぜんしんぼうの體失たいしつせずして往生わうじやうするよしまふさるゝは念佛往生ねんぶつわうじやうの機きなればなり。



り。如來教法元無二なれども、正爲衆生機不同なれば、わが根機にまかせて領解する條、宿善の厚薄によるなり。念佛往生は佛の本願なり。諸行往生は本願にあらず。念佛往生には臨終の善惡を沙汰せず、至心信樂の歸命の一心、他力よりさだまるるとき、即得往生住不退轉の道理を善知識にあふて、聞持する平生のきざみに治定するあひだ、この穢體亡失せずといへども、業事成辨すれば、體失せずして往生すといはるゝ歟。本願の文あきらかなり、かれをみるべし。諸行往生の機は、臨終を期し、來迎をまちえずしては、胎生邊地までもひまるべからず。このゆへに穢體亡失するときはならず、その期するところなきによりて、そのひねをのぶる歟。第十九の願にみえたり。勝劣の一段において、念佛往生は本願なるについて、あまねく十方衆生にわたる。諸行往生は非本願なるによりて、定散の機にかざる。本願念佛の機の不體失往生と、非本願諸行往生の機の體失往生と、

殿最懸隔にあらずや。いづれも文釋ことばにさきだちて歴然なり。

□ (第十九章)

一。如來の本願は、もど凡夫のためにして、聖人のためにあらざる事。本願寺の聖人、黒谷の先德より御相承とて、如信上人おほせられていはく。世のひとつねにかもへらく、悪人なをもて往生す、いはんや善人をやと。このこと、とをくは彌陀の本願にそむき、ちかくは釋尊出世の金言に違せり。そのゆへは五劫思惟の劬勞、六度萬行の堪忍、しかながら凡夫出要のためなり。またく聖人のためにあらず。しかれば凡夫、本願に乗じて、報土に往生すべき正機なり。凡夫もし往生かたかるべくば、願虛説なるべし、力徒然なるべし。しかるに力願あひ加して、十方衆生のために、大饒益を成ず、これによりて正覺をとなへていまに十劫なり。これを證する恆沙の諸佛の證誠、あに無虛妄の



説にあらざるや。しかれば御釋にも、一切善惡凡夫得生者どらのたまへり。これも惡凡夫を本として、善凡夫をかたはらにかねたり。かるがゆへに傍機たる善凡夫なを往生せば、もはら正機たる惡凡夫、いかでか往生せざらん。しかれば善人なをもて往生す、いかにいはんや惡人をやといふべしと。おほせごとありき。

□ (第二十章)

一。つみは五逆謗法むまるとしりて、しかも小罪も、つくるべからずといふ事。かなじき聖人のおほせとて、先師信上人のおほせにいはく。世のひとつねにかもへらく、小罪なりとも、つみをかそれおもひて、とゞめばやとかもはゞ、こゝろにまかせてとゞめられ、善根は修し行ぜんとかもはゞ、たくはへられて、これをもて大益をもえ、出離の方法ともありぬべしと。この條眞宗の肝要にそむき、先哲の口授に違せり。まづ逆罪等をつ

くること、またく諸宗のおきて、佛法の本意にあらず。しかれども惡業の凡夫、過去の業因にひかれて、これらの重罪をかす、これとゞめがたく伏しがたし。また小罪なりとも、をかすべからずといへば、凡夫こゝろにまかせて、つみをばとゞめえつべしとさきこゆ。しかれども、もとより罪體の凡夫、大小を論ぜず、三業みな、つみにあらずといふことなし。しかるに小罪もをかすべからずといへば、あやまてもをかさば、往生すべからざるなりと落居する歟。この條もとも思擇すべし。これもし抑止門のこゝろ歟。抑止は釋尊の方便なり。眞宗の落居は彌陀の本願にきはまる。しかれば小罪も大罪も、つみの沙汰をしたくば、とゞめてこそその詮はあれ。とゞめえつべくもなき、凡慮をもちながら、かくのごとくいへば、彌陀の本願に歸託する機いかでかあらん。謗法罪はまた佛法を信ずることゝろの、なきよりかこるものなれば、もとよりそのうつはものにあらず。もし改悔せばむまるべきものなり。しかれば謗法闕提廻心皆往と釋せらるゝこのゆへなり。



## 蓮如上人御一代記聞書 (略抄)

一。勸修寺村の道德、明應二年正月一日に、御前へまいりたるに、蓮如上人、おほせられさふらふ。道德は、いくつになるぞ、道德、念佛まふさるべし。自力の念佛といふは、念佛おほくまふして、佛にまいらせ、このまふしたる功德にて、佛のたすけたまはんずるやうにおもふて、となふるなり。他力といふは、彌陀をたのむ一念のおこるとき、やがて御たすけにあづかるなり。そのうち念佛まふすは、御たすけありたる、ありがたさくくと、思ふこゝろをよろこびて南無阿彌陀佛くと申すばかりなり。されば他力とは他のちからといふこゝろなり。この一念、臨終までとほりて、往生するなりと、おほせさふらふなり。(一)

一。あさの御つとめに、いつしの不思議を、とくなかにより、盡十方の無碍光は、無明のやみをてらしつゝ、一念歡喜するひとを、かならず滅度にいたらしむと候段のこゝろを、御法談のとき、光明遍照十方世界の文のこゝろと、また、月かげの、いたらぬさとはなけれども、ながむるひとの、こゝろにぞすむと、あるうたをひきよせ御法談候。なか／＼ありがたさ、まうすばかりなく候ふ。上様、御立の御あとにて、北殿様の仰に、夜前の御法談、今夜の御法談とを、ひきあはせて仰候。ありがたさく／＼是非にかよはずと御掟候ひて、御落涙の御ことかぎりなき御ことにさふらふ。(二)

一。念聲是一といふこと、しらずとまうしさふらふとき仰に、かもひうちにあれば、いろほかにあらはるゝとあり。されば信をえたる體は、すなはち南無阿彌陀佛なりとこゝろうれば、口も心もひとつなり。(四)



一。蓮如上人仰られ候。本尊は掛やぶれ、聖教はよみやぶれと、對句に仰られ候。(五)  
 一。仰に、南無といふは歸命なり。歸命といふは彌陀を一念、たのみまいらするこゝろなり。また發願廻向といふは、たのみ機に、やがて大善大功德を、あたへたまふなり。その體すなはち南無阿彌陀佛なりと仰候き。(六)  
 一。加負の願生と、覺善と、又四郎とに對して。信心といふは彌陀を一念、御たすけ候へどたのむとき、やがて御たすけあるすがたを、南無阿彌陀佛とまうすなり。總じて、つみはいかほごあるとも、一念の信力にて、けしうしなひ給ふなり。されば無始已來輪轉六道の妄業、一念、南無阿彌陀佛と、歸命する佛智無生の妙願力に、ほろぼされて、涅槃畢竟の眞因、はじめてきさす、ところをさすなりといふ、御ことばを、ひきたまひて仰さふらひき。さればこのこゝろを、御かけ字にあそばされて、願正にくだされたり。(七)

一。他力の願行を、ひさしく身にたもちながら、よしなき自力の執心にほだされて、むなしく流轉しけるなりと候を、え存せずさふらふよし、まうしあげ候ところに仰に、きゝわけて、え信ぜぬものことなりと仰られ候き。(九)  
 一。彌陀の大悲、かの常没の衆生のむねのうち、みちくたるといへること。不審に候と、福田寺申しあげられ候。仰に佛心の蓮華は、むねにこそひらくべけれ、はらにあるべきや。彌陀の、身心の功德、法界衆生の身のうち、こゝろのそこに、いりみつどもあり。しかれば、ただ領解の心中を、さしてのことなりと仰さふらひき、ありがたきよし、さふらふなり。(十)  
 一。聖教をよくおぼえたりとも、他力の安心を、しかと決定なくば、いたづらごとなり。彌陀をたのむところにて、往生決定と信じて、ふたこゝろなく臨終まで、とをりさふら



はば往生すべきなり。(十二)

一。大津近松殿に對しまし、て仰られ候。信心をよく決定して、ひとにもとらせよと仰られ候ひき。(十六)

一。十二月六日に、富田殿へ御下向にて候。あひだ、五日の夜は大勢、御前へまいりさふらふに仰に、今夜はなにごとに、人かほくきたりたるぞと、順誓まうされ候は、まことこのあひだの御聽聞まうし、ありがたさの御禮のため、また明日御下向にて御座さふらふ、御目にかゝり、まうすべしかのあひだ、歳末の御禮のためならんど、まうしあげられけり。そのとき仰に、無益の歳末の禮かな、歳末の禮には、信心をとりて禮にせよと、かほせ候ひき。(十七)

一。仰に、ときく、懈怠することあるとき、往生すまじきかと、うたがひなげくものあ

るべし。然れども、もはや彌陀如來を、ひとたびたのみまいらせて、往生決定ののちなれば、懈怠かほくなることこのあさましや、かゝる懈怠かほくなるものなれども、御たすけは治定なり。ありがたやくと、よろこぶこゝろを、他力大行の催促なりと申すと、仰せられ候ふなり。(十八)

一。御たすけありたること、ありがたさよと念佛まうすべく候や。又御たすけあらずる事の、ありがたさよと念佛申すべく候やと、申あげさふらふとき。仰に、いづれもよし、たゞし正定聚のかたは、御たすけありたると、よろこぶこゝろ。滅度のさどりのかたは、御たすけあらずること、ありがたさよと申すこゝろなり。いづれも佛になることを、よろこぶこゝろよしと仰候なり。(十九)

一。七月二十日御上洛にて、その日仰られ候。五濁惡世のわれらこそ、金剛の信心ば



かりにて、ながく生死をすてはてて、自然の浄土にいたるなれ。この次をも御法談ありて、この二首の讚のこゝろをいひて、きかせんとてのぼりたりと仰候なり。さて自然の浄土にいたるなり、ながく生死をへだてける。さてくゝあらかもしろやくゝと、くれぐれ御掟ありけり。(二十三)

一。鳥部野を、おもひやるこそ、あはれなれ、ゆかりの人のあとゝおもへば。是も聖人の御歌なり。(二十六)

一。南無阿彌陀佛の六字を、佗宗には大善大功德にてあるあひだ、となへてこの功德を、諸佛菩薩諸天にまいらせて、その功德をわがものがほにするなり。一流にはさなし、この六字の名號わがものにてありてこそ、となへて佛菩薩にまいらすべけれ、一念一心に後生たすけたまへと、たのめばやがて御たすけにあづかること、ありがたさくゝと、まうす

ばかりなりと仰候なり。(三十三)

一。眞實信心の稱名は、彌陀廻向の法なれば、不廻向となづけてぞ、自力の稱念さらはるゝといふは、彌陀のかたより、たのむこゝろも、たふとやありがたやと念佛まうすこゝろも、みなあたへたまふゆへに、とやせんかくやせんと、はからうて念佛申すは、自力なればさらふなりと仰せさふらふなり。(三十六)

一。仰に一念發起の義、往生は決定なり。つみけして助たまはんども、罪けさずして、たすけたまはんども、彌陀如來の御はからひなり。つみの沙汰無益なり。たのむ衆生を本とたすけたまふ事なりと仰られ候なり。(三十九)

一。仰に身をすて、をのゝと同座するをば聖人のおほせにも、四海の信心の人は、みな兄弟と仰られたれば、我もその御ことばのごとくなり。また同座をもしてあらば、不



審しんなることをもとへがし、信しんをよくこれがしど、ねがふばかりなりと仰あやせられ候さよらよなり。(四十)

一。愛あい欲よくの廣くわう海かいに沈ちん没もつし、名みやう利りの大山たいざんに迷めい惑わくして、定ぢやう聚じゆのずかに、いることをよろこばず、眞しん證じやうの證じやうにちかづく事ことをたのしまずとまうす沙さ汰たに、不ふ審しんのあつかひどもにて、往わう生じやうせんずるか、すまじきなんど、互たがひにまうしあひけるを、ものごしにきこしめされて。愛あい欲よくも名みやう利りもみな煩わん惱なうなり、されば機きのあつかひをするは、雜ざ修しゆなりとおほせ候さよらよなり。たゞ信しんずるほかは別べつのことなしと仰あやせられ候さよらよ。(四十二)

一。今いまの人は古いにしへをたづぬべし。また古ふるひとは古いにしへをよくつたふべし。物もの語がたりはうするものなり、書かきしるしたるものはうせず候さよらよ。(四十五)

一。赤あか尾おの道だう宗しゆまうされ候さよらよ。一いち日にちのたしなみには、朝あさつとめにかかさじとたしなむべし。一いち月げつのたしなみには、ちかきところ御ご開かい山さん様さまの御ご座ざ候さよらよところへ、參まゐべしとたしなめ。

一いち年ねんのたしなみには、御ご本ほん寺じへ參まゐべしと嗜たしなむべしと云うん々く。これを圓えん如にょ様さまきこしめし及およべ、能よく申まうたるとおほせられ候さよらよ。(四十六)

一。我わが心こころにまかせずして心こころを責せめよ。佛ぶつ法ぽうは心こころのつまる物ものかとおもへば、信しん心じんに御ごなぐさみ候さよらよと仰あやせられ候さよらよ。(四十七)

一。山やま科しにて御ご法ぽう談だんの御ご座ざ候さよらよとき。あまりにありがたき御ご掟ぢやうどもなりとて、これを忘わすまうしてはご存ぞんじ、御ご座ざ敷しきをたち、御ご堂だうへ六ろく人にんよりて談だん合がふさふらへば、面めん々くにききかへられ候さよらよ。そのうちの四人よにんはちがひさふらふ。大だい事じのことにて候さよらよとまうす事ことなり。聞きまごひあるものなり。(四十九)

一。憶おく念ねん稱しやう名めいいさみありてとは、稱しやう名めいはいさみの念ねん佛ぶつなり。信しんのうへは、うれしく、いさみて、まうす念ねん佛ぶつなり。(五十二)



一。實如上人さいく仰られ候。佛法のごと、わがごころにまかせず、たしなめと御掟なり。ごころにまかせてはさてなり。すなはちごころにまかせず、たしなむ心は他力なり。(五十五)

一。御一流の義を、承はりわけたるひとは有ごも、聞うる人は少なりといへり。信をうる機まれなりといへる意なり。(五十六)

一。たれのごもがらも、われはわろきごもふもの、ひとりとしてあるべからず。これしかしながら聖人の御罰を、かうぶりたるすがたなり。これによりて一人づつも、心中をひるがへさずば、ながき世泥梨に、ふかくしづむべきものなり。これといふも、なにごぞなれば、眞實に佛法のそこを、しらざるゆへなり。(五十八)

一。みなひごの、まごとの信はさらになし、ものしりがはのふぜいにてこそ。近松殿の

堺へ御下向のごとき、なげしにかして、をかせられ候。あごにて、このごころを、おもひいだしさふらへと御掟なり。光應寺殿の御不審なり。ものしりがはごは、我はごころえたりごもふが、このごころなり。(五十九)

一。佛法者まうされ候。わかきごとき佛法は、たしなめと候。ごしよれば行歩もかなはず、ねふたくもあるなり。ただわかきごとき、たしなめと候。(六十三)

一。わが妻子はご不便なるごとなし。それを勸化せぬは、あさましきごとなり。宿善なくばちからなし。わが身をひとつ勸化せぬものがあるべきか。(六十五)

一。慶聞坊のいはれ候。信はなくて、まぎれまはると、日に日に地獄がちかくなる。まぎれまはるがあらはれで、地獄がちかくなるなり。うちみは信不信みえずさふらふ。ごをくいのちをもたずして、今日ばかりごもへと、ふるきごころさしのひと申され候。(六十六)



一。今日ばかり、おもふ心をわするなよ、さなきはいとご、のぞみおほきに。御歌 (六十八)

一。他流には名號よりは繪像、繪像よりは木像といふなり。當流には、木像よりはえさう、繪像よりは名號といふなり。(六十九)

一。蓮如上人仰られ候。堺の日向屋は三十萬貫を持たれども、死たるが佛にはなり候まじ。大和の了妙は帷びら一をも、さかね候へども、此度佛になるべきよと仰られ候由に候。(七十二)

一。佛法には無我と仰られ候。我と思ことは、いさゝかあるまじきこと也。われはわろしどおもふ人なし。これ聖人の御罰なりと御詞候。他力の御すすめにて候。ゆめゆめ我といふことは、あるまじく候。無我といふ事、前住上人も度々仰られ候。(八十)

一。一心にたのみ奉る機は、如來のよくしろしめすなり。彌陀の唯しろしめすやうに

心中おもつべし。冥加をかそろしく存すべきことにて候。どの義に候。(八十三)

一。同仰られ候。凡夫往生ただたのむ一念にて、佛にならぬ事あらば、いかなる御誓言をも仰らるべき證據は、南無阿彌陀佛なり。十方の諸佛、證人にて候。(八十五)

一。蓮如上人仰られ候。物をいへくと仰られ候。物を申さぬ者は、おそろしきと仰られ候。信不信ともに、ただ物をいへと仰られ候。物を申せば心底もきこえ、又人にもなをさるるなり。ただ物を申せと仰られ候。(八十六)

一。聖教を拜見申すも、うかくとかがみ申すは、その詮なし。蓮如上人は、ただ聖教をば、くれくと仰られ候。又百遍これをみれば、義理をのづからうると申す事もあれば、心をとごむべきことなり。聖教は句面のごとくこゝろうべし。其上にて師傳口業はあるべきなり。私にして會釋すること、然べからざる事なり。(八十九)



一。前々住上人仰られ候。他力信心くくどみれば、あやまりなきよし仰られ候。(九十)

一。一句一言も申す者は、我と思て物を申すなり。信のうへは、われはわろしと思ひ、又報謝と思ひ、ありがたさのあまりを、人にも申すことなるへし。(九十二)

一。信もなくて、人に信をどられよくと申すは、我は物をもたずして、人に物をとらすべきといふの心なり。人承引あるべからずと、前住上人申さると、願誓に仰られ候き。

自信教人信と候時は、まづ我が信心決定して、人にも教て佛恩になるこのことに候。

自身の安心決定して教るは、すなはち大悲傳普化の道理なる由、同く仰られ候。(九十三)

一。蓮如上人仰られ候。聖教よみの聖教よまずあり。聖教よまずの聖教よみあり。一文字をもしらねども、人に聖教をよませ、聽聞させて信をとらすは、聖教よまずの聖教よみなり。聖教をばよめども、眞實によみもせず法義もなきは、聖教よみの聖教よまず

なりと仰られ候。自信教人信の道理人と仰られ候事。(九十四)

一。聖教よみの佛法を申したてたることはなく候。尼入道のたぐひの、たふどやありがたやと申され候をさしては、人が信をとると、前々住上人仰られ候由に候。何もしらねども、佛の加備力の故に、尼入道などのようこばるるをさきては、人も信をとるなり。聖教をよめども名聞がさきにたちて、心には法なき故に人の信用なき也。(九十五)

一。同仰られ候。世間にて時宜しかるべきは、よき人なりといへども、信なくば心をくべきなり。便にもならぬなり。假令片目つぶれ、腰をひき候やうなるものなりとも、信心あらん人をば、たのもしく思ふべきなりと仰られ候。(九十七)

一。前々住上人仰られ候。彌陀をたのめる人は南無阿彌陀佛に、身をばまるめたる事なりと仰られ候と云云。彌冥加を存すべきの由に候。(百)



一。何どもして、人になをされ候やうに心中を持べし、我心中をば同行の中へうち出してをくべし。下としたる人のいふことをば用ひずして、必ず腹立するなり、あさましきことなり。たゞ人になをさるゝやうに、心中を持べき義に候。(百七)

一。前々住上人仰られ候。上下老若によらず、後生は油断にてしそんずべきの由仰られ候。(百十)

一。同仰に。まことに一人なりとも、信をどるべきならば身を捨て、それはすたらぬと仰られ候。(百十四)

一。一宗之繁昌と申は、人の多くあつまり、威の大なる事にてはなく候、一人なりとも人の信を取が、一宗の繁昌に候。然は専修正行の繁昌は、道弟の念力より成ずと、あそばされをかれ候。(百二十一)

一。前々住上人仰られ候。聽聞心に入れ申さんと思ふ人はあり。信をどらんずると思ふ人なし。されば極樂はたのしむと聞て、參んと願ひのをむ人は佛にならず、彌陀をたのむ人は、佛になると仰られ候。(百二十二)

一。聖教をすきこしらへ、もちたる人の子孫には、佛法者いでくるものなり。一たび佛法をたしなみさふらふ人は、おほやうなれども、おごろきやすきなり。百二十三

一。人の身には眼耳鼻舌身意の六賊ありて、善心をうばふ。これは諸行のことなり。念佛はしからず。佛智の心をうるゆへに、貪瞋癡の煩惱をば、佛の方より剎那にけしたまふなり。故に貪瞋煩惱中、能生清淨願往生心といへり。正信偈には、譬如日光覆雲霧、雲霧之下明無闇といへり。(百三十六)

一。一句一言を聽聞するとも、たゞ得手に法を聞なり。たゞよくきゝ、心中のとほりを



同行にあひ、談合すべきことなりと云々。(百三十七)

一。前々住上人仰られ候。神にも佛にも馴ては、手ですべきことを足にてするぞと仰られける。如來聖人善知識にも、なれ申はご御ころやすく思なり。馴申はご彌渴仰の心を、ふかくはこぶべき事、尤なる由仰られ候。(百三十八)

一。くちと身のはたらきとは、似するものなり。心根がよくなりたきものなり。涯分心の方を嗜み申すべきことなりと云々。(百三十九)

一。王法は額にあてよ、佛法は内心に深く蓄よとの仰に候。仁義といふ事も端正あるべきことなるよしに候。(百四十一)

一。よろづ御迷惑にて、油をめされ候はんにも御用脚なく、やうく京の黒木を、すこしづ御とり候て、聖教など御覽候由に候。又少々は月の光にても聖教をあそばさ

れ候。御足をも大概水にて御洗候。亦二三日も御膳まいり候はぬ事も、候由承りをよび候。(百四十五)

一。人をも甲斐く敷めしつかはれ候ふて、あるうへは幼童の襦袢をも、ひとり御洗候など、被仰候。(百四十六)

一。又仰られ候。御貧く候て、京にて古き綿を御とり候て、御一人ひろげ候事あり。又御衣はかたの破たるをめされ候。白き御小袖は美濃絹の、わろきをもとめやう

く一つめされ候よし仰られ候。當時はかやうの事をもしり候はであるべきやうに皆々存じ候程に、冥加につき申べし一大事也。(百四十九)

一。されば彌かたく、仰げは彌たかしといふことあり。物をさりてみて、かたきとしるなり。本願を信じて殊勝なるほごもしるなり。信心おこりぬれば、たふとくありがた



く、よろこび増長あるなり。(百五十二)

一。佛説に、信謗あるべきよしを説きたまへり。信ずる者ばかりにて謗する人なくば、  
 ときをきたまふこと、いかゞとも思ふべきに、はや謗するものあるうへは、信ぜんにをい  
 ては、必往生決定との仰に候。(百五十三)

一。同行のまへにては、よろこぶものなり。これ名聞なり。信のうへは一人居てよろこ  
 ぶ法なり。(百五十四)

一。佛法には世間のひまを闕てきくべし。世間の隙をわけて法をきくべき様に思ふ事淺  
 間敷ことなり。佛法には明日といふ事は、あるまじき由の仰に候。たとひ大千世界に、  
 みてらん火をもすぎゆきて、佛の御名をきく人は、ながく不退にかなふなりと、和讃にあ  
 そばされ候。(百五十五)

一。一心とは、彌陀をたのめば如來の佛心と、一つになしたまふが故に一心といへり。

(百六十一)

一。或人申され候と云々。我は井の水をのむも佛法の御用なれば、水の一口も如來聖  
 人の御用と存候由申され候。(百六十二)

一。御膳まいり候時には御合掌ありて、如來聖人の御用にて衣食よと仰られ候(百六十九)  
 一。人はあがりく、おちばをしらぬなり。ただつゝしみて不斷そらおそろしきこと  
 一。毎事に付て心をもつべきの由仰られ候。(百七十)

一。往生は一人のしのぎなり。一人々々佛法を信じて、後生をたすかる事なり。よそ事  
 のやうに思ふ事は、且は我身をしらぬことなりと、圓如仰候ひき。(百七十一)

一。前々住上人、おごろかす、かひこそなけれ村雀、耳なれぬれば、なるこにぞのる。



此歌を御引ありて折々仰られ候。ただ人は皆耳なれ雀なりと仰られしと云々。(百七十四)

一。心中をあらためんとまでは思ふ人はあれども、信をとらんと思ふ人はなきなりと仰られ候。(百七十五)

一。或人いはく前々住上人の御時、南殿とやらんにて人蜂を殺し候に。思ひよらず念佛申され候。其時何と思ふて念佛をば申たるとおほせられ候へば、ただかあいやと存ずるばかりに申候と申されければ。おほせられ候は、信のうへは何ともあれ、念佛申は報謝の義と存ずべし、皆佛恩になるとおほせられ候。(百八十一)

一。信をとらぬによりてわろきと、たゞ信をとれと仰られ候。善知識のわろきと仰られるは、信のなきことをわろきと仰らるゝなり。然者前々住上人、或人を言語道断わろきと仰られ候處に、其人申され候。何事も御意のごとくと存候と申され候らへば、

仰られ候。ふつとわろきなり、信のなきは、わろくはなきかと仰られ候と云々。(百八十六)

一。よきことをしたるが、わろき事あり、わろき事をしたるが、よき事あり。よきことをしても我は法義に付て、よき事をしたると思ひ、我といふ事あればわろきなり。あしき事をしてても心中をひるがへし。本願に歸すれば、わろき事をしたるが、よき道理になる山仰られ候。しかれば蓮如上人は、まいらせ心がわろきと仰らるゝと云々。(百八十九)

一。いたりてかたきは石なり、至てやはらかなるは水なり。水よく石を穿つ、心源もし徹しなば、菩提の覺道何事か成ぜざらん、といへる古き詞あり。いかに不信なりども、聴聞を心にいれまうさば、御慈悲にて候間、信をうべきなり。只佛法は聴聞に、きはまることなりと云々。(百九十三)

一。人のわろきことは、よくよくみゆるなり。我身のわろきことは、おほえざるものな



り。我身にしられて、わろきことあらば、よくくわろければこそ、身にしられ候どももひて、心中をあらたむべし。ただ人のいふことをば、よく信用すべし、我わろきことは、かばえざるものなる由仰られ候。(百九十五)

一。佛法談合のとき、物を申さぬは信のなきゆへなり。我心にたくみ案じて申すべきやうに思へり。よそなる物をたづねいだすやうなり。心にうれしき事は其儘なるものなり。寒なれば寒、熱なれば熱と、そのまま心のとほりをいふなり。佛法の座敷にて物を申さぬことは不信の故なり。また油断といふ事も、信のうへの事なるべし。細々同行により合、讚嘆申さば油断はあるまじきの由に候。(二百三)

一。蓮如上人、幼少なる者には、まづ物をよめとかほせられ候。又其後はいかによむども、復せずば詮あるべからざる由おほせられ候。ちと物に心も付候へば、いかに物を

よみ聲をよく讀しりたりども、義理をわきまへてこそとかほせられ候。其後はいかに文釋を覺たりとも信がなくなれば、いたづら事よとかほせられ候。(二百十五)

一。物にあくことはあれども、佛に成ことと、彌陀の御恩を喜ぶとは、あきたる事はなし。焼ごも失もせず重寶は、南無阿彌陀佛なり。然ば彌陀の廣大の御慈悲殊勝なり。信有る人を見るさへたふとし、よくくの御慈悲なりと云々。(二百三十一)

一。信決定の人は、佛法の方へは身をかるくもつべし。佛法の御恩をば、おもくうやまふべしと云々。(二百三十二)

一。前々住上人仰られ候。佛法者には法の威力にて成なり。威力でなくば、なるべからずと仰られ候。されば佛法をば學匠物しりはいひたてず。たゞ一文不知の身も、信ある人は佛智を加へらるる故に、佛力にて候間、人が信をとるなり。此故に聖教よみと



て、しかも我はと思はん人の、佛法をいひたてたることなしと仰られ候事に候。たゞ  
なにしらねども、信心決定得の人は、佛よりいはせらるゝ間、人が信をとるとの仰に候。  
(二百三十六)

一。彌陀をたのめば南無阿彌陀佛の主になるなり。南無阿彌陀佛の主に成といふは、信  
心をうることなりと云々。又當流の眞實の寶といふは南無阿彌陀佛、これ一念の信心なり  
と云々。(二百三十七)

一。蓮如上人、御廊下を御とほり候て、紙切のかちて候ひつるを御覽せられ、佛法領  
の物を、あたにするかやと仰られ、兩の御手にて御いただき候と云々。總じて、かみの  
きれなんごのやうなる物をも、佛物と思召御用ひ候へば、あたに御沙汰なく候の由、前  
々住上人御物語候ひき。(三百八)

一。蓮如上人仰られ候。世間佛法ともに、人はかろくとしたるがよきと仰られ候。  
黙たるものを御きらひ候。物を申さぬがわろきと仰られ候。又微音に物を申を、わろ  
しと仰られ候と云々。(三百十一)

一枚起請文

建曆二年正月二十三日 源空御判

もろこし我朝に、もろくの智者たちの沙汰し申さるる、觀念の念にもあらず。又學問  
をして、念のこころをさとりて、申す念佛にもあらず。

ただ往生極樂のためには、南無阿彌陀佛と申せば、疑ひなく往生するぞと思ひとりて申  
すほかには、別の仔細候はず。



但し三心四修なんぞ申すことの候ふは、みな決定して、南無阿彌陀佛にて往生するぞと、思ふうちにこもり候なり。

この外に奥深きことを存ぜば、二尊の御あはれみにはづれ、本願にもれ候べし。

念佛を信ぜん人は、たとひ一代の法を、よくく學すとも、一文不知の愚鈍の身になして、尼入道の無智のともがらに、おなじくして、智者のふるまひをせずして、唯一向に念佛すべし。

爲レ證レ以テ三兩手印一

淨土宗の安心起行この一紙に至業せり、源空が所存此外に全く別義を存せず、滅後の邪氣を防がんが爲に所存を記し畢ぬ。

横 川 法 語

先三惡道をはなれて人間に生るゝこと大なるよろこびなり

身はいやしくとも畜生におとらんや

家はまづしくとも餓鬼にまさるべし

心にかもふことかなはずとも地獄の苦にくらぶべからず

世のすみうきは、いとうたよりなり

この故に人間に生れたることをよろこぶべし

信心あさけれども、本願ふかきが故に、たのめば必ず往生す

念佛ものうけれども、となうれば定めて來迎にあづかる



功德莫大なるが故に本願にあふことをよろこぶべし

また曰はく

妄念はもとより凡夫の地體なり

妄念の外に別に心はなきなり

臨終の時までは、一向妄念の凡夫にてあるべきをどこころへて

念佛すれば來迎にあづかりて、蓮臺に乗ずる時こそ、妄念をひるがへして、さどりの心と

はなれ

妄念のうちより申しいだしたる念佛は、にごりにしまぬ蓮の如くにて、決定往生うたが

ひあるべからず

明治天皇御誓文

- 一 廣ク會議ヲ起シ萬機公論ニ決スヘシ
  - 一 上下心ヲ一ニシテ盛ニ經綸ヲ行フヘシ
  - 一 官武一途庶民ニ至ル迄各其志ヲ遂ケ人心ヲシテ倦マサフシメン事ヲ要ス
  - 一 舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クヘシ
  - 一 智識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スヘシ
- 我國未曾有ノ變革ヲ爲ントシ朕躬ヲ以テ衆ニ先ンシ天地神明ニ誓ヒ大ニ斯國是ヲ定メ萬民保全ノ道ヲ立ントス衆亦此旨趣ニ基キ協心努力セヨ



教育ニ關スル勅語

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ德ヲ樹ツルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ德器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ常ニ國志ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キハ獨リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラズ又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ成其德ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

明治二十三年十月三十日

御名 御璽

忠實勤儉自疆ニ關スル詔書

朕惟フニ方今人文日ニ就リ月ニ將ミ東西相倚リ彼此相濟シ以テ其ノ福利ヲ共ニス朕ハ爰ニ益々國交ヲ修メ友義ヲ悖シ列國ト與ニ永ク其ノ慶ニ頼ラムコトヲ期ス願ミルニ日進ノ大勢ニ伴ヒ文明ノ惠澤ヲ共ニセムトスル固ヨリ内國連ノ發展ニ須ツ戰後日尙淺ク庶政益々更張ヲ要ス宜ク上下心ヲ一ニシ忠實業ニ服シ勤儉產ヲ治メ惟レ信惟レ義醇厚俗ヲ成シ華ヲ去リ實ニ就キ荒怠相誡メ自強息マサルヘシ抑々我カ神聖ナル祖宗ノ遺訓ト我カ光輝アル國史ノ成跡トハ炳トシテ日星ノ如シ寔ニ克ク恪守シ淬礪ノ誠ヲ輸サハ國運發展ノ本近ク斯ニ在リ朕ハ方今ノ世局ニ處シ我カ忠良ナル臣民ノ協翼ニ倚藉シテ維新ノ皇猷ヲ恢弘シ祖宗ノ威德ヲ對揚セムコトヲ庶幾フ爾臣民其レ克ク朕カ旨ノ體セヨ

御名 御璽 明治四十一年十月十三日



### 國民精神作興ニ關スル詔書

朕惟フニ國家興隆ノ本ハ國民精神ノ剛健ニ在リ之ヲ涵養シ之ヲ振作シテ以テ國本ヲ固クセサルヘカラス是ヲ以テ先帝意ヲ教育ニ留メサセラレ國體ニ基キ淵源ニ溯リ皇祖皇宗ノ遺訓ヲ揭ケテ其ノ大綱ヲ昭示シタマヒ後又臣民ニ詔シテ忠實勤儉ヲ勸メ信義ノ訓ヲ申ネテ荒怠ノ誠ヲ垂レタマヘリ是レ皆道德ヲ尊重シテ國民精神ヲ涵養振作スル所以ノ洪謨ニ非サルナシ爾來趨向一定シテ効果大ニ著レ以テ國家ノ興隆ヲ致セリ朕即位以來夙夜兢兢トシテ常ニ紹述ヲ思ヒシニ俄ニ災變ニ遭ヒテ憂悚交々至レリ

輒近學術益々開ケ人智日ニ進ム然レトモ浮華放縱ノ習漸ク萌シ輕佻詭激ノ風モ亦生ス今ニ及ヒテ時弊ヲ革メスムハ或ハ前緒ヲ失墜セムコトヲ恐ル況ヤ今次ノ災禍甚々大ニシテ文

化ノ紹復國力ノ振興ハ皆國民ノ精神ニ待ツヲヤ是レ實ニ上下協戮振作更張ノ時ナリ振作更

張ノ道ハ他ナシ先帝ノ聖訓ニ恪遵シテ其ノ實効ヲ賜タルニ在ルノミ宜ク教育ノ淵源ヲ崇ヒテ智徳ノ竝進ヲ努メ綱紀ヲ肅正シ風俗ヲ匡勵シ浮華放縱ヲ斥ケテ質實剛健ニ趨キ輕佻詭激ヲ矯メテ醇厚中正ニ歸シ人倫ヲ明ニシテ親和ヲ致シ公德ヲ守リテ秩序ヲ保チ責任ヲ重シ節制ヲ尙ヒ忠孝義勇ノ美ヲ揚ケ博愛共存ノ誼ヲ篤クシ入りテハ恭儉勤儉業ニ服シ産ヲ治メ出テテハ一己ノ利害ニ偏セスシテ力ヲ公益世務ニ竭シ以テ國家ノ興隆ト民族ノ安榮社會ノ福祉トヲ圖ルヘシ朕ハ臣民ノ協翼ニ頼リテ彌々國本ヲ固クシ以テ大業ヲ恢弘セムコトヲ冀フ爾臣民其レ之ヲ勉メヨ

### 御名 御璽

攝政名

大正十二年十一月十日



今上天皇陛下御即位ノ勅語

朕惟フニ我カ皇祖皇宗惟神ノ大道ニ遵ヒ天業ヲ經綸シ萬世不易ノ丕基ヲ肇メ一系無窮ノ永祚ヲ傳ヘ以テ朕カ躬ニ逮ヘリ朕祖宗ノ威靈ニ頼リ敬ミテ大統ヲ承ケ恭シク神器ヲ奉シ茲ニ即位ノ禮ヲ行ヒ昭ニ爾有衆ニ誥ク

皇祖皇宗國ヲ建テ民ニ臨ムヤ國ヲ以テ家ト爲シ民ヲ視ルコト子ノ如シ列聖相承ケテ仁恕ノ化下ニ洽ク兆民相率キテ敬忠ノ俗上ニ奉シ上下感孚シ君民體ヲ一ニス是レ我カ國體ノ精華ニシテ當ニ天地ト竝ヒ存スヘキ所ナリ

皇祖考古今ニ鑒ミテ維新ノ鴻圖ヲ闢キ中外ニ徵シテ立憲ノ遠猷ヲ敷キ文ヲ經トシ武ヲ緯トシ以テ曠世ノ大業ヲ建ツ皇考先朝ノ宏謨ヲ紹繼シ中興ノ丕績ヲ恢弘シ以テ皇風ヲ宇内ニ宣フ朕寡薄ヲ以テ恭シク遺緒ヲ嗣キ祖宗ノ擁護ト億兆ノ翼戴トニ頼リ以テ天職ヲ治メ墜ス

コト無ク愆ツコト無カラムコトヲ庶幾フ

朕内ハ則チ教化ヲ醇厚ニシ愈民心ノ和會ヲ致シ益國運ノ隆昌ヲ進メムコトヲ念ヒ外ハ則チ國交ヲ親善ニシ永ク世界ノ平和ヲ保チ普ク人類ノ福祉ヲ益サムコトヲ冀フ爾有衆其レ心ヲ協ヘカヲ戮セ私ヲ忘レ公ニ奉シ以テ朕カ志ヲ弼成シ朕ヲシテ祖宗作述ノ遺烈ヲ揚ケ以テ祖宗神靈ノ降鑒ニ對ブルコトヲ得シメヨ

昭和三年十一月十日

御名 御璽



憲法發布ノ勅語

朕國家ノ隆昌ト臣民ノ慶福トヲ以テ中心ノ欣榮トシ朕カ祖宗ニ承クルノ大權ニ依リ現在及  
將來ノ臣民ニ對シ此ノ不磨ノ大典ヲ宣布ス  
惟フニ我カ祖我カ宗ハ我カ臣民祖先ノ協力輔翼ニ倚リ我カ帝國ヲ肇造シ以テ無窮ニ垂レタ  
リ此レ我カ神聖ナル祖宗ノ威徳ト並ニ臣民ノ忠實勇武ニシテ國ヲ愛シ公ニ殉ヒ以テ此ノ光  
輝アル國史ノ成跡ヲ貽シタルナリ朕我カ臣民ハ即チ祖宗ノ忠良ナル臣民ノ子孫ナルヲ回想  
シ其ノ朕カ意ヲ奉體シ朕カ事ヲ獎順シ相與ニ和衷協同シ益々我カ帝國ノ光榮ヲ中外ニ宣  
揚シ祖宗ノ遺業ヲ永久ニ鞏固ナラシムルノ希望ヲ同クシ此ノ負擔ヲ分ツニ世フルコトヲ疑  
ハサルナリ

明治二十二年二月十一日

御名 御璽

大日本帝國憲法

明治二十二年二月十一日

第一章 天皇

- 第一條 大日本帝國ハ萬世一系ノ天皇之ヲ統治ス
- 第二條 皇位ハ皇室典範ノ定ムル所ニ依リ皇男子孫之ヲ繼承ス
- 第三條 天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス
- 第四條 天皇ハ國ノ元首ニシテ統治權ヲ總攬シ此ノ憲法ノ條規ニ依リ之ヲ行フ
- 第五條 天皇ハ帝國議會ノ協賛ヲ以テ立法權ヲ行フ
- 第六條 天皇ハ法律ヲ裁可シ其ノ公布及執行ヲ命ス
- 第七條 天皇ハ帝國議會ヲ召集シ其ノ開會閉會停會及衆議院ノ解散ヲ命ス



第八條 天皇ハ公共ノ安全ヲ保持シ又ハ其ノ災厄ヲ避クル爲メ緊急ノ必要ニ由リ帝國議會閉會ノ場合ニ於テ法律ニ代ルヘキ勅令ヲ發ス

此ノ勅令ハ次ノ會期ニ於テ帝國議會ニ提出スヘシ若議會ニ於テ承諾セサルトキハ政府ハ將來ニ向テ其ノ効力ヲ失フコトヲ公布スヘシ

第九條 天皇ハ法律ヲ執行スル爲メ又ハ公共ノ安寧秩序ヲ保持シ及臣民ノ幸福ヲ増進スル爲メ必要ナル命令ヲ發シ又ハ發セシム但シ命令ヲ以テ法律ヲ變更スルコトヲ得ス

第十條 天皇ハ行政各部ノ官制及文武官ノ俸給ヲ定メ及文武官ヲ任免ス但シ此ノ憲法又ハ他ノ法律ニ特例ヲ掲ケタルモノハ各々其ノ條項ニ依ル

第十一條 天皇ハ陸海軍ヲ統帥ス

第十二條 天皇ハ陸海軍ノ編制及常備兵額ヲ定ム

第十三條 天皇ハ戰ヲ宣シ和ヲ講シ及諸般ノ條約ヲ締結ス

第十四條 天皇ハ戒嚴ヲ宣告ス

戒嚴ノ要件及効力ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第十五條 天皇ハ爵位勳章及其ノ他ノ榮典ヲ授與ス

第十六條 天皇ハ大赦特赦減刑及復權ヲ命ス

第十七條 攝政ヲ置クハ皇室典範ノ定ムル所ニ依ル

攝政ハ天皇ノ名ニ於テ大權ヲ行フ

第二章 臣民權利義務

第十八條 日本臣民タルノ要件ハ法律ノ定ムル所ニ依ル

第十九條 日本臣民ハ法律命令ノ定ムル所ノ資格ニ應シ均ク文武官ニ任セラレ及其ノ他ノ公務ニ就クコトヲ得

第二十條 日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ兵役ノ義務ヲ有ス



第二十一條 日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ納稅ノ義務ヲ有ス

第二十二條 日本臣民ハ法律ノ範圍内ニ於テ住居及移轉ノ自由ヲ有ス

第二十三條 日本臣民ハ法律ニ依ルニ非スシテ逮捕監禁審問處罰ヲ受クルコトナシ

第二十四條 日本臣民ハ法律ニ定メタル裁判官ノ裁判ヲ受クルノ權ヲ奪ハルルコトナシ

第二十五條 日本臣民ハ法律ニ定メタル場合ヲ除ク外其ノ許諾ナクシテ住所ニ侵入セラレ及搜索セラルルコトナシ

第二十六條 日本臣民ハ法律ニ定メタル場合ヲ除ク外信書ノ秘密ヲ侵サルルコトナシ

第二十七條 日本臣民ハ其ノ所有權ヲ侵サルルコトナシ

第二十八條 日本臣民ハ安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タルノ義務ニ背カサル限ニ於テ信教ノ自由ヲ有ス

第二十九條 日本臣民ハ法律ノ範圍内ニ於テ言論著作印行集會及結社ノ自由ヲ有ス

第三十條 日本臣民ハ相當ノ敬禮ヲ守リ別ニ定ムル所ノ規程ニ從ヒ請願ヲ爲スコトヲ得

第三十一條 本章ニ掲ケタル條規ハ戰時又ハ國家事變ノ場合ニ於テ天皇大權ノ施行ヲ妨ケルコトナシ

第三十二條 本章ニ掲ケタル條規ハ陸海軍ノ法令又ハ紀律ニ牴觸セサルモノニ限り軍人ニ準行ス

第三章 帝國議會

第三十三條 帝國議會ハ貴族院衆議院ノ兩院ヲ以テ成立ス

第三十四條 貴族院ハ貴族院令ノ定ムル所ニ依リ皇族華族及勅任セラレタル議員ヲ以テ組織ス

第三十五條 衆議院ハ選舉法ノ定ムル所ニ依リ公選セラレタル議員ヲ以テ組織ス



第三十六條

何人モ同時ニ兩議院ノ議員タルコトヲ得ス

第三十七條

凡テ法律ハ帝國議會ノ協賛ヲ經ルヲ要ス

第三十八條

兩議院ハ政府ノ提出スル法律案ヲ議決シ及各自法律案ヲ提出スルコトヲ得

第三十九條

兩議院ノ一ニ於テ否決シタル法律案ハ同會期中ニ於テ再ヒ提出スルコトヲ得

第四十條

兩議院ハ法律又ハ其ノ他ノ事件ニ付各々其ノ意見ヲ政府ニ建議スルコトヲ得

第四十一條

帝國議會ハ毎年之ヲ召集ス

第四十二條

帝國議會ハ三箇月ヲ以テ會期トス必要アル場合ニ於テハ勅命ヲ以テ之ヲ延長

第四十三條

臨時緊急ノ必要アル場合ニ於テ常會ノ外臨時會ヲ召集スヘシ

第四十四條

臨時會ノ會期ヲ定ムルハ勅命ニ依ル

第四十五條

衆議院解散ヲ命セラレタルトキハ貴族院ハ同時ニ停會セラレヘシ

第四十六條

兩議院ハ各々其ノ總議員三分ノ二以上出席スルニ非サレハ議事ヲ開キ議決ヲ

第四十七條

兩議院ノ議事ハ過半数ヲ以テ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第四十八條

兩議院ノ會議ハ公開ス但シ政府ノ要求又ハ其ノ院ノ決議ニ依リ秘密會ト爲ス

第四十九條

兩議院ハ各々天皇ニ上奏スルコトヲ得

第四十九條

兩議院ハ各々天皇ニ上奏スルコトヲ得

第五十條

兩議院ハ各々其ノ總議員三分ノ二以上出席スルニ非サレハ議事ヲ開キ議決ヲ

第五十一條

兩議院ノ議事ハ過半数ヲ以テ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第五十二條

兩議院ノ會議ハ公開ス但シ政府ノ要求又ハ其ノ院ノ決議ニ依リ秘密會ト爲ス

第五十三條

兩議院ハ各々天皇ニ上奏スルコトヲ得



第五十條 兩議院ハ臣民ヨリ提出スル請願書ヲ受クルコトヲ得

第五十一條 兩議院ハ此ノ憲法及議院法ニ掲クルモノノ外内部ノ整理ニ必要ナル諸規則ヲ

定ムルコトヲ得

第五十二條 兩議院ノ議員ハ議院ニ於テ發言シタル意見及表決ニ付院外ニ於テ責ヲ負フコ

トナシ但シ議員自ラ其ノ言論ヲ演説刊行筆記又ハ其ノ他ノ方法ヲ以テ公布シタルトキハ

一般ノ法律ニ依リ處分セラレヘシ

第五十三條 兩議院之議員ハ現行犯罪又ハ内亂外患ニ關ル罪ヲ除ク外會期中其ノ院ノ許

踏ナクシテ逮捕セラレルコトナシ

第五十四條 國務大臣及政府委員ハ何時タリトモ各議院ニ出席シ及發言スルコトヲ得

第五十五條 國務各大臣ハ天皇ヲ補弼シ其ノ責ニ任ス

第四章 國務大臣及樞密顧問

凡テ法律勅令其ノ他國務ニ關ル詔勅ハ國務大臣ノ副署ヲ要ス

第五十六條 樞密顧問ハ樞密院官制ノ定ムル所ニ依リ天皇ノ諮詢ニ應ヘ重要ノ國務ヲ審議

第五章 司法

第五十七條 司法權ハ天皇ノ名ニ於テ法律ニ依リ裁判所之ヲ行フ

第五十八條 裁判官ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

裁判官ハ刑法ノ宣告又ハ懲戒ノ處分ニ由ルノ外其ノ職ヲ免セララルコトナシ

懲戒ノ條規ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第五十九條 裁判ノ對審判決ハ之ヲ公開ス但シ安寧秩序又ハ風俗ヲ害スルノ虞アルトキハ

法律ニ依リ又ハ裁判所ノ決議ヲ以テ對審ノ公開ヲ停ムルコトヲ得



第六十條 特別裁判所ノ管轄ニ屬スヘキモノハ別ニ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第六十一條 行政官廳ノ違法處分ニ由リ權利ヲ傷害セラレタリトスルノ訴訟ニシテ別ニ法律ヲ以テ定メタル行政裁判所ノ裁判ニ屬スヘキモノハ司法裁判所ニ於テ受理スルノ限ニ在ラス

第六章 會計

第六十二條 新ニ租稅ヲ課シ及稅率ヲ變更スルハ法律ヲ以テ之ヲ定ムヘシ

但シ報償ニ屬スル行政上ノ手数料及其ノ他ノ收納金ハ前項ノ限ニ在ラス

國債ヲ起シ及豫算ニ定メタルモノヲ除ク外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲ爲スハ帝國議會ノ協贊ヲ經ヘシ

第六十三條 現行ノ租稅ハ更ニ法律ヲ以テ之ヲ改メサル限ハ舊ニ依リ之ヲ徵收ス

第六十四條 國家ノ歲出歲入ハ毎年豫算ヲ以テ帝國議會ノ協贊ヲ經ヘシ

豫算ノ款項ニ超過シ又ハ豫算ノ外ニ生シタル支出アルトキハ後日帝國議會ノ承諾ヲ求ムルヲ要ス

第六十五條 豫算ハ前ニ衆議院ニ提出スヘシ

第六十六條 皇室經費ハ現在ノ定額ニ依リ毎年國庫ヨリ之ヲ支出ス將來増額ヲ要スル場合ヲ除ク外國議會ノ協贊ヲ要セス

第六十七條 憲法上ノ大權ニ基ツケル既定ノ歲出及法律ノ結果ニ由リ又ハ法律上政府ノ義務ニ屬スル歲出ハ政府ノ同意ナクシテ帝國議會之ヲ廢除シ又ハ削減スルコトヲ得ス

第六十八條 特別ノ須要ニ因リ政府ハ豫メ年限ヲ定メ繼續費トシテ帝國議會ノ協贊ヲ求ムルコトヲ得

第六十九條 避クヘカラサル豫算ノ不足ヲ補フ爲ニ又ハ豫算ノ外ニ生シタル必要ノ費用ニ充ツル爲ニ豫備費ヲ設クヘシ



第七十條 公共ノ安全ヲ保持スル爲緊急ノ需用アル場合ニ於テ内外ノ情形ニ因リ政府ハ

帝國議會ヲ召集スルコト能ハサルトキハ勅命ニ依リ財政上必要ノ處分ヲ爲スコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ次ノ會期ニ於テ帝國議會ニ提出シ其ノ承諾ヲ求ムルヲ要ス

第七十一條 帝國議會ニ於テ豫算ヲ議定セス又ハ豫算成立ニ至ラサルトキハ政府ハ前年度

ノ豫算ヲ施行スヘシ

第七十二條 國家ノ歳出入ノ決算ハ會計検査院之ヲ検査確定シ政府ハ其ノ検査報告ト俱

ニ之ヲ帝國議會ニ提出スヘシ會計検査院ノ組織及職權ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第七章 補則

第七十三條 將來此ノ憲法ノ條項ヲ改正スルノ必要アルトキハ勅命ヲ以テ議案ヲ帝國議會

ノ議ニ付スヘシ

此ノ場合ニ於テ兩議院ハ各々其ノ總員ノ三分ノ二以上出席スルニ非サレハ議事ヲ開クコ

トヲ得ス

出席議員三分ノ二以上ノ多數ヲ得ルニ非サレハ改正ノ議決ヲ爲スコトヲ得ス

第七十四條 皇室典範ノ改正ハ帝國議會ノ議ヲ經ルヲ要セス皇室典範ヲ以テ此ノ憲法ノ條

規ヲ變更スルコトヲ得ス

第七十五條 憲法及皇室典範ハ攝政ヲ置クノ間之ヲ變更スルコトヲ得ス

第七十六條 法律規則命令又ハ何等ノ名稱ヲ用キタルニ拘ラス此ノ憲法ニ矛盾セサル現行

ノ法令ハ總テ遵守ノ効力ヲ有ス

歳出 上政府ノ義務ニ係ル現在ノ契約又ハ命令ハ總テ第六十七條ノ例ニ依ル



聖徳太子十七條憲法

(和譯)

一に曰く。和を以て貴しとなし、忤ふこと無きを宗と爲す。人皆黨有り、亦達者少し。是を以て或は君・父に順はず、乍隣・里に違ふ。然れども上和ぎ下睦びて、事を論はんに諧ひなば、則ち事理自らに通る。何事か成らざらん。

二に曰く。篤く三寶を敬へ。三寶とは佛法・僧なり、則ち四生之終歸にして、萬國之極宗なり。何れの世、何れの人か是の法を貴はざる。人尤た惡しきもの鮮し、能く教ふれば従ふ。其れ三寶に歸りまつらば、何を以てか枉れるを直うせん。

三に曰く。詔を承けては必ず謹め。君をば則ち天とす、臣をば則ち地とす。天覆ひ、地載す。四の時順り行き、萬の氣通ふを得。地天を覆さんと欲すれば則ち壞を致さんのみ。是を以て、君言へば臣承はる、上行へば下靡く。故に詔を承けては必ず謹め。謹まざれば自ら敗れなん。

四に曰く。羣卿・百寮禮を以て本と爲よ。其れ民を治むるの本は要す禮に在り。上禮不きときは下齊はず、下禮無ければ以て必ず罪有り。是を以て羣臣禮有るときは位の次亂れず。百姓禮有るときは國家自らに治まる。

五に曰く。養を絶ち、欲を棄て、明に訴訟を辨へよ。其れ百姓の訟は一日に千事あり、一日すら尙を爾り、況して歳を累ぬるをや。頃訟を治むる者は利を得る



を常と爲し、賄を見ては讞を聴く。便ち財あるもの、訟は石を水に投ぐるが如し、乏しき者の訴は水を石に投ぐるに似たり。是を以て、貧民は則ち由る所を知らず。民道亦焉に闕けぬ。

六章

六に曰く。悪しきを懲し善を勸むるは古の良典なり。是を以て人の善を匿すこと無く、悪を見ては必ず匿せ。其れ諂ひ詐る者は則ち國家を覆すの利器たり。人民を絶つる鋒刃たり。亦佞り媚ぶる者は上に對ひては則ち好みて下の過を説き、下に逢ひては則ち上の失を誹謗る。其れ如此の人は皆君に忠無し、民に仁無し、是大なる亂の本なり。

七章

七に曰く。人各任有り、掌ること宜しく濫れざるべし。其れ賢哲を官に任すときはは頌むる音則ち起り、奸者官を有つときは禍亂則ち繁し。世に生れながら知るも

の少し、尅く念ひて聖と作る。事大と少と無く、人を得て必ず治まり、時急と緩と無く、賢に遇うて自ら寛なり。此に因て國家永く久しくして社稷危きこと勿し。故に、古の聖王は官の然に以て人を求む、人の爲に官を求めたまはず。

八章

八に曰く。羣卿・百寮早く朝り晏く退でよ。公事は監靡し、終日にも盡し難し。是を以て遅く朝れば急なるに速はず、早く退れば必ず事盡さず。

九章

九に曰く。信は是れ義の本なり。事毎に信有れ、其れ善し・悪し・成る・敗るは要す信に在り。羣臣共に信あるときは何事か成らざらん。羣臣信無ければ萬のこと悉に敗る。

十章

十に曰く。忿怒を絶ち、瞋を棄て、人の違ふを怒らざれ。人皆心有り、心各執



有り、彼是むずれば則ち我は非みず、我是むずれば則ち彼は非みず。我必ずしも聖に非ず、彼必ずしも愚に非ず、共に是れ凡夫のみ、是みし非みするの理、詎ぞ能く定む可き、相共に賢く愚かなること、鑑の端無きが如し。是を以て彼の人は曠ると雖も還つて我が失を恐る。我獨り得たりと雖も衆に従ひて同じく舉べ。

十一 章

十一に曰く。功と過とを明察にして賞と罰と必ず當てよ。日者、賞は功に在きてせず、罰は罪に在きてせず。事を執れる羣卿宜しく賞・罰を明にすべし。

十二 章

十二に曰く。國司・國造は百姓に歛ること勿れ。國に二の君非し、民に兩の主無し。羣土の兆、民は王を以て主となす。任せる官、司は皆是れ王の民なり。何ぞ敢て公の與に百姓に賦め歛らん。

十三 章

十三に曰く。諸の官を任せる者同じく職掌を知れ。或は病し或は使して事に闕くる有らん、然れども知るを得るの日には和ぐこと、督より職れるが如くせよ。其れ與り聞くこと非しといふを以て公務を妨げること勿れ。

十四 章

十四に曰く。羣臣・百寮、嫉み妬むこと有ること無かれ。我既に人を嫉めば人亦我を嫉む。嫉・妬の患、其の極を知らず。所以に智己に勝れば則ち悦ばず、才己に優れば則ち嫉妬む。是を以て五百歳にして後乃今し賢に遇ふとも、千載にして以て一の聖を行つこと難し。其れ聖・賢を得ざれば何を何てか國を治めん。

十五 章

十五に曰く。私に背ちて公に向ふは是れ臣之道なり。凡そ人に私有れば必ず恨あ



り、有れば必ず同はず、同はされば則ち私を以て公を妨ぐ、起れば則ち制に違ひ法を害る。故に初の章に云へらく、上・下和ぎ諧へど、其れ亦是の情なる歟。

十六章

十六に曰く。民を使ふに時を以てするは古の良典なり。故に冬の月には間有り、以て民を使ふべし。春より秋に至りては農・桑の節なり、民を使ふ可からず。其れ農らずば何をか食はん、桑せずば何をか服ん。

十七章

十七に曰く。大なる事をば獨り斷む可からず。必ず衆と與に宜しく論ふべし。少き事は是れ輕し、必ずしも衆とす可からず。唯大なる事を論はんに速びては、若し失有らんことを疑ふ。故に衆と與に相辨ふるときは辭則ち理を得ん。

眞宗聖典

定價參拾錢

〔送料四錢〕

編纂兼 發行者 高橋常雄

印刷者 愛媛縣温泉郡三津濱町二四四四 高橋專雄

印刷所 愛媛縣温泉郡三津濱町二四四四 四恩協會印刷部

昭和九年八月一日 印刷  
昭和九年八月五日 發行

不許  
複製

發行所

愛媛縣温泉郡三津濱町

四

恩

協

會

振替大阪五七六三一番  
電話三〇三番



月刊雑誌

# 慈悲の國

一ケ年 壹圓參拾錢  
一部 拾貳錢

▲親鸞聖人の信念を中心として

▲高橋常雄の信念を表現す

▲「質疑應答」あり、讀者の質疑に應答す

▲「信仰座談」あり、全国各地の求道の人と直接信仰上の座談をなしその要點を

集む

▲「四恩の會」あり、全國巡講中に會合したる要點を記す

▲その他「感興欄」あり、讀者の法悦の歌を集む

▲本誌は健筆なる純信仰雜誌にして毎月の誌上百花爛熳たる法園なり

▲見本は三錢切手四枚送られたし

## ▼申込所

振替大阪五七六三一番

四恩協會

月刊雑誌

# 聖德

一ケ年 一圓六十錢  
一部 十五錢

▲本誌は我國文化の祖神、聖德皇太子を本尊とす

▲本誌は聖德太子十七條憲法の精神を強調す

▲本誌は佛教の見地より日本精神を振作す

▲本誌は忘れられんとする佛教の再認識を促す

▲本誌は教育家、町村史員、中堅男女青年に歡迎せらる

▲毎月一回一日發行 ▲見本三錢切手五枚送られたし

## ▼申込所

愛媛縣三津濱町 振替 四三六一二番 大阪

聖德太子教會



高橋常雄著

# 正信偈の座談

上二卷  
下二卷

四六版二冊  
六百十四頁

定價一圓五十錢  
送料十八錢

## ●本書の特徴

▲「講話」あり、研究的解釋と通俗的解釋を兼備せること ▲「座談」あり求道者の肺腑をえぐり信念を確立せしむること必然なり ▲全然舊來の型を破つて宗教書に新しい著作の道を開き得たり ▲讀んで飽くことなし趣味津津たり ▲布教家や信者達が座談で三五の人と話し合ふ時の教材によろしい ▲上下二冊六百十四頁の大本が僅に一圓五十錢、佛教書唯一の價格の低廉

愛媛縣三津濱町

申込所

四 恩 協 會

振替大阪五七六三一番



終

